

# 東北農林専門職大学農業用ドローン賃貸借及び保守 仕様書

## 1. 業務名

東北農林専門職大学農業用ドローン賃貸借及び保守

## 2. 概要

本仕様書は、賃借人である東北農林専門職大学長 神山 修（以下、「甲」という。）と保守業者である〇〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下、「乙」という。）と貸渡人である〇〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下、「丙」という。）で締結する「東北農林専門職大学農業用ドローンの賃貸借及び保守契約（以下、本契約）」について、その仕様を示すものである。

## 3. 目的

東北農林専門職大学（以下、本学）の教職員と学生が実習に使用するため、以下のドローン及び附属品について整備を行うもの。

## 4. 賃貸借機器の仕様

本契約では、以下に示す仕様のドローン及び附属品を賃貸借するものとする。

### ①農業用ドローン (数量：1機)

項目		仕 様
機体フレーム	最大対角ホイールベース	1480mm以内であること
	機体寸法 (アームと プロペラを 折り畳み 時)	全長 600mm以下であること
		全幅 670mm以下であること
		全高 580mm以下であること
噴霧システム	薬剤タンク	容量 8リットルであること
	ノズル	数量 4個以上であること
		噴霧幅 作物の上空2m飛行時で4~6mであること
飛行パラメータ	総重量(バッテリーを除く)	13kg以内であること
	最大離陸重量	海拔0mで30kg以上であること
	ホバリング時間	1フライト当たり8分以上であること
	最大動作速度	7m/秒以上であること
	レーダー	全球面方レーダーシステムであること
	モジュール	IP67以上の防水性能であること
	測位方式	RC RTK+Aircraft RTKであること
自動操舵		あらかじめ定めた飛行経路に従い自動

		飛行する機能を有すること
--	--	--------------

②送信機（数量：1台）

項目	仕様
画面サイズ	5.5インチ以上であること
内蔵バッテリー	リチウムイオン電池であること

③粒剤散布装置（数量：1台）

項目	仕様
装着重量	3kg以内であること
タンク容量	12リットル以内であること
散布幅	作物の上空2m飛行時で5mであること
適用可能粒径	0.5mm～5mm
使用薬剤等	1キロ剤、FG剤、エアー剤、豆つぶ剤、水稻種子、肥料が散布できること
バッテリー	機体と共にであること

④バッテリー（数量：3個）

項目	仕様
純正品	①農業用ドローン本体と同じ製造メーカーの純正品であること
交換方式	カセット交換式であること

⑤充電器（数量：1個）

項目	仕様
バッテリー装着数	バッテリーを2個以上同時に装着できること
充電時間	バッテリー1個当たり60分で充電できること

⑥その他附属品

項目	仕様
送信機用RTKアンテナ	1つ付すること
ユーザーマニュアル	日本語のユーザーマニュアルを1部付すること

## 5. 貸借期間

令和6年9月1日から令和10年8月31日までとする。

## 6. 納入場所

山形県新庄市大字角沢1366 東北農林専門職大学 スマート農業研究・研修センターとする。

## 7. 貸借条件

(1) 導入初年度の機体登録料及び搬入手数料等の必要経費が「賃借料」に含まれること。

- (2) 貸貸借期間中に年1回を基本とする年次点検整備工賃及び年次点検登録手数料が「賃借料」に含まれること。
- (3) 年次点検整備時に必ず交換する部品代が「賃借料」に含まれること。
- (4) 年次点検整備は乙が指定する場所において、乙が定める点検項目に基づく確認、調整、点検整備部品交換を行うものとする。
- (5) 年次点検整備は、計4回（R6～9年度）実施する。
- (6) 本仕様書に含まない事項又は疑義が生じた場合については、甲と乙又は丙の協議のうえ作業を行うこと。
- (7) 動産保険及び賠償責任保険は本契約とは別途、契約する。

## 8. 賃借料の支払

本契約における賃借料は、1年当たりの金額を乙（又は丙）が指定する口座に年1回振込むものとする。

## 9. 提出書類

納品時は納品書を1部納入すること。

年次点検整備及び年次点検登録完了時には作業完了報告書を1部納入すること。

## 10. 保守作業

- (1) 通常の使用状態においてドローン及び附属品に故障、不具合等が発生した場合は、乙は以下に準じて年次点検とは別に保守作業を行うこと。
  - ・平日の午前9時から午後5時までの間に保守作業の要請を受けた場合、当日中に対応を開始し、保守作業を行う日程を甲と協議の上、すみやかに問題を解決すること。
  - ・賃貸借期間中の故障、不具合等における保守作業時の訪問旅費、工賃及び交換部品代は甲と乙が協議の上、乙が定める方法で甲が支払う。
  - ・その他、保守作業に係る事項は、別記「保守作業に関する特記事項」に定める。

## 11. 貸貸借期間終了後の対応

- (1) 本契約の賃貸借期間終了後、本契約におけるドローン及び附属品の貸借については、①再リース、②返却、のいずれかとし、甲と乙又は丙が別途協議の上行う。

## 別記

### 「保守作業に関する特記事項」

本特記事項は、賃借人である東北農林専門職大学長 神山 修（以下、「甲」という。）と保守業者である〇〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下、「乙」という。）と貸渡人である〇〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下、「丙」という。）で締結する「東北農林専門職大学農業用ドローンの賃貸借及び保守契約」の仕様書（以下、本仕様書）にある「10. 保守作業」の内容及びその他の事項を定めるものである。

#### （保守作業の内容）

第1 乙は丙が甲に貸与した農業用ドローン及び附属品（以下、本件機械といふ）を常に良好な状態で使用することができるよう、本仕様書で定める年次点検とは別に、本契約の定めに従い必要に応じて修理及び部品の交換（以下、これらの作業を保守作業とする）を行うものとする。

2 保守作業は、原則として乙の定める場所で行うものとする。

3 定期点検項目以外に判明した不具合、農作業が行われる時期中（毎年5月～10月）に本件機械に故障、障害が発生した場合には、乙は、甲の要請に従い必要最低限の修理や部品交換を行うものとする。ただし、部品交換作業の実施、もしくは修理修復作業の実施についての判断は乙が行う。

4 乙は、賃貸借契約の期間内において、本件機械の状態を良好に保つために必要な部品交換作業、もしくは修理修復作業について、定期点検整備料金以外の費用を甲に対し実費請求できるものとする。

#### （免責事項）

第2 本件機械から発する音、振動、塗装の変色、錆等、外観上の軽微な損傷等、機能に影響がなく、性能、使用内容を満たしている現象、現状に対する整備、修理は保守作業の対象とならない。

#### （履行の遅延）

第3 天災地変、不可抗力事由、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為等の事由により乙または丙の責に帰し得ない事由による保守の履行不能、履行の遅延については、乙及び丙は責任を負わないものとする。

#### （払い戻し）

第4 甲の都合により、保守作業の全部又は一部が実施されなかった場合、乙及び丙は、甲に対し当該未実施分相当額の払い戻しはしないものとする。